

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針について

平成25年4月
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 経緯

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という）第4条に規定する「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」は、鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施の時期、事業量及びその他必要事項を定めることとされており、昭和48年の法律創設以降、これまで10年間毎に4回にわたり制定された。

現行の第4次基本方針は今年度末をもってその終期を迎えるため、昨年7月の経済産業大臣の諮問を受け、中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会で次期（第5次）基本方針の策定に向け検討を行い、昨年11月15日に中央鉱山保安協議会長から経済産業大臣に対し、次期（第5次）基本方針に係る答申がされたところ。

今般、同基本方針（案）に関して、特措法第4条第3項の規定に基づく中央鉱山保安協議会の意見聴取及び環境省協議が整ったので、同法第4条第1項の規定に基づき基本方針を制定し、同法第4条第4項の規定に基づき公表（告示）するもの。

< 鉱害防止事業の特徴 >

金属鉱業等における鉱害は、他の一般産業公害と異なり、事業活動が終了した後でも坑口からの排水、集積場からの浸透水に含まれるカドミウム、砒素等の重金属による水質の汚濁、農用地汚染をもたらすことが少なくなく、放置すれば、人の健康被害、農作物被害等の深刻な影響を引き起こす恐れがあり、坑廃水処理等の永続的な対策が必要

2. 次期（第5次）基本方針に係る告示案の記載事項について

（1）実施の時期

① 鉱害防止工事

平成25～34年度の10年間とし、最終年度までに、全ての鉱害防止工事を終了するものとする。

② 坑廃水処理

平成25年度以降も引き続き、坑廃水処理事業を確実に実施するとともに、新たな鉱害防止技術の導入等更なるコスト削減努力を行う。

（2）事業量

① 鉱害防止工事

第4次基本方針からの継続案件、未着手案件のほか、老朽化に伴う坑廃水処理施設の更新や集積場に係る技術指針の改正に伴う耐震対策工事の新たな案件等について

て、以下の事業量を実施する。

a) 義務者不存在鉱山

鉱山数	20	
事業費(億円)	65	
特定施設数	坑道	28
	集積場	15
事業量	覆土	1ha
	植栽	2ha
	よう壁	1,478m
	かん止堤	0m
	排水路	4,765m
	坑廃水処理施設改修	5 鉱山

b) 義務者存在鉱山

鉱山数	28	
事業費(億円)	43	
特定施設数	坑道	29
	集積場	49
事業量	覆土	83ha
	植栽	70ha
	よう壁	0m
	かん止堤	154m
	排水路	10,903m
	坑廃水処理施設改修	8 鉱山

②坑廃水処理

以下の坑廃水処理を実施する。

a) 義務者不存在鉱山

鉱山数	24	
処理費(億円/年)	14.5	
排出量(万m ³ /年)	1,532	
処理量 (トン/年)	カドミウム	0.2
	鉛	2
	砒素	23
	銅	46
	亜鉛	50
	鉄	2,703
	マンガン	51

b) 義務者存在鉱山

鉱山数	55	
処理費(億円/年)	23.0	
排出量(万m ³ /年)	5,460	
処理量 (トン/年)	カドミウム	9.0
	鉛	144
	砒素	10
	銅	194
	亜鉛	1,985
	鉄	3,783
	マンガン	1,238

(3) 鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

① 鉱害防止工事残存工事の早期完了

事業の進捗に合わせ、事業の妥当性、緊要性、効率性等の観点から専門家による事業評価を行いながら、事業の早期完了を目指す。

② 坑廃水処理の終了、更なる坑廃水処理コストの削減

- ・ 鉱山別に定めた類型区分に従い、専門家による事業評価を行いながら、坑廃水処理の終了や更なるコスト削減を目指す。また、坑廃水処理の終了に向けた地元理解を得るため、利水点等の環境基準等を満足できる鉱山では、下流影響度に関するデータの把握・蓄積を行い、データ解析等の検討を実施する。
- ・ 技術開発に取り組むとともに、自然浄化作用を利用したパッシブトリートメント技術については、早期実用化と国内鉱山への展開を目指す。

③ 排水基準等の規制強化への対応

今後想定される排水基準等の規制強化を踏まえ、事前検討を進めるとともに、新たな処理技術の導入が必要となる場合は、関係機関と連携し対応を検討する。

④中和殿物の減容化及び殿物集積場の確保

新たな殿物減容化の技術開発等に取り組む。また一部の鉱山で行われている発生殿物の有効利用やリサイクルについて、その導入可能性を検討する。

⑤耐震対策等リスク対応

東日本大震災を踏まえた「集積場に係る技術指針」の改正に伴い、技術指針適合性チェックのための点検を実施し、対策が必要な集積場については早期の安定化対策の実施等を行う。

⑥坑廃水処理管理者の不足・高齢化対応

坑廃水処理管理者の人材確保を推進するため、坑廃水処理の自動運転導入による省力化を実施する。

【参 考】

<金属鉱業等鉱害対策特別措置法（抄）>

（鉱害防止事業の実施に関する基本方針）

第四条 経済産業大臣は、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2（略）

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境大臣に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきかなければならない。

4 経済産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5～6（略）

以 上